

高萩・北茨城広域事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

令和元年10月9日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続等)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果については、北茨城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年北茨城市条例第24号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。